

秋田県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年11月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 鹿角都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成25年11月5日

秋田県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年11月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 小坂都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成25年11月5日